

会社法の施行により登記しなければなりません！ (株式会社編)

会社法の施行時に以下のケースに該当する場合は、会社法の施行日から6か月以内（ただし、これより前に他の登記をする場合は当該他の登記と同時に）にそれぞれの登記をしなければならないとされており、これに違反した場合は過料に処せられますので、ご注意ください。

- ① 1種類の株式のみを発行している会社で、株式の消却又は償還に関する定款の定めがある場合は、「発行する株式の内容」の登記
- ② 2種類以上の株式を発行している会社で、ある種類の株式に株式の買受け又は消却に関する定款の定めがある場合は、「発行する各種類の株式の内容」等の登記
- ③ 2種類以上の株式を発行している会社で、転換予約権付株式あるいは強制転換条項付株式を発行している場合は、「発行する各種類の株式の内容」等の登記
- ④ 2種類以上の株式を発行している会社で、種類株主総会の決議に要する事項に関する定めがある場合は、「発行する各種類の株式の内容」等の登記
- ⑤ 償還株式や転換予約権付株式等は、取得請求権付株式又は取得条項付株式とみなされることから、これらが新株予約権の目的とされている場合は、「新株予約権の目的である株式の種類」の変更の登記
- ⑥ 新株予約権について消却の定めが登記されている場合は、その新株予約権について「取得条項付新株予約権である旨及び取得の条件」の登記
- ⑦ 商法特例法上の委員会等設置会社でない大会社又はみなし大会社については、「監査役会設置会社である旨」及び「監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨」、並びに「会計監査人設置会社である旨」及び「会計監査人の氏名若しくは名称」の登記
- ⑧ 商法特例法上の委員会等設置会社においては、「会計監査人設置会社である旨」及び「会計監査人の氏名若しくは名称」の登記

☆その他

最低資本金制度が廃止されることに伴い、いわゆる「確認会社」に課せられている「5年以内に最低資本金を達成するか組織変更をしない場合は解散する」等の各種規制は廃止されますが、定款に定めるこの旨の解散事由は、定款を変更して廃止しない限り、会社が定めた解散事由として存続します。したがって、定款の変更及び解散事由の廃止の登記申請をしないままこの解散事由が発生した場合には、解散会社として取り扱われることとなりますので、ご注意ください。

なお、この解散事由の廃止の登記申請については、6か月以内にしなければならないという期限はありません。

※ これらの登記手続きについてのご相談は、“相談コーナー”でお願いします。

会社法の施行により登記事項が変わります！ (株式会社編)

本年5月に、「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」等が施行される予定です。

これらの法律等が施行されますと、株式会社の登記事項が以下のとおり変更されますので、お取りいただく登記事項証明書に記載事項も変わることになります。

- 1： すべての既存の株式会社について「取締役会設置会社である旨」が登記されますので、登記事項証明書にもその旨が記載されます。
- 2： 委員会等設置会社である旨の登記がある株式会社を除いて「監査役設置会社である旨」が登記されますので、登記事項証明書にもその旨が記載されます。
- 3： 株券を発行しない旨の登記がある株式会社を除いて「株券発行会社である旨」が登記されますので、登記事項証明書にもその旨が記載されます。
なお、これとは逆に、「株券を発行しない旨」の登記がされている場合は抹消されますので、登記事項証明書にも記載されなくなります（ただし、履歴事項証明書をお取りいただいた場合は、抹消事項として記載されます。）
- 4： 「代表取締役、代表執行役、清算人の共同代表の定め」及び「支配人の共同代理の定め」の登記がされている場合は抹消されますので、登記事項証明書にも記載されなくなります（ただし、履歴事項証明書をお取りいただいた場合は、抹消事項として記載されます。）
- 5： 重要財産委員会を置いている場合は、「重要財産委員会設置の旨」及び「重要財産委員の氏名」の登記は抹消され、新たに「特別取締役による議決の定めがある旨」及び「特別取締役の氏名」が登記されることとなりますので、登記事項証明書にもそのように記載されることとなります。
- 6： 委員会等設置会社の場合は、「委員会等設置会社である旨」の登記は抹消され、「委員会設置会社である旨」の登記をすることになっていますので登記事項証明書にもそのように記載されます。各「委員」については何も変更されませんので、登記事項証明書の記載もそのままです。
- 7： その他、「開業前利息」、「登録機関」及び「議決権制限株式を有する株主の権利」に関する登記がされている場合も抹消されますので、登記事項証明書にも記載されなくなります（ただし、履歴事項証明書をお取りいただいた場合は、抹消事項として記載されます。）

8： 「記録事項名」が次のように変更されますが、これらは会社法の施行に伴い呼称が変わるだけで、記載されている内容は変わりません。

- ①「発行する株式の総数」→「発行可能株式総数」
- ②「資本の額」→「資本金の額」
- ③「名義書換代理人」→「株主名簿管理人」
- ④「一単元の株式の数」→「単元株式数」
- ⑤「存立時期」→「存続期間」
- ⑥「発行する各種株式の総数」→「発行可能種類株式総数」

※ これらの登記は、登記官が職権で行いますので、お客様から登記申請していただく必要はありませんが、登記されている会社数が膨大であることから、システム上、会社法施行時にすべての会社について職権登記を完了させることができません。

したがって、お客様が、職権による登記が未了の会社について各種証明書を申請された場合は、お時間をいただいて、職権登記を完了してから証明書を作成させていただくことになります。ただし、お客様にお待ちいただけない事情があり、旧登記事項が記載された証明書でも差し支えないというご意向であれば、職権登記完了前の登記事項を証明する証明書を作成させていただきます。この場合の証明書は旧登記事項の記載のままですが、経過措置により、各登記がされたものとみなされていることから、法令上、会社法に適合した内容の証明書として取り扱われますので、何ら問題ありません。

また、他の登記所管轄の会社の証明書をご申請いただいた際に、職権登記が完了していなければ旧登記事項のままの証明書となりますが、この場合の証明書も、法令上、会社法に適合した内容の証明書として取り扱われますので、同様に何ら問題ありません。